

別記3

県外から志願する者の手続

一家転住等の特別な事情があつて、県外から県立特別支援学校を志願する者は、県外志願特例措置願（様式第32号）を徳島県教育委員会へ提出し、承認を受けなければならない。その手続については、次によるものとする。

1 手続方法

(1) 手続期間

ア 各特別支援学校高等部，高等部専攻科及びみなと高等学園（第1次募集選抜）
令和4年12月5日（月）～令和5年1月4日（水）

イ みなと高等学園（第2次募集選抜）
令和5年2月13日（月）～令和5年2月24日（金）

受付時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

郵送により提出する場合は、書留速達で、受付最終日の午後5時までに必着とする。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

(2) 提出書類

ア 県外志願特例措置願

イ 返信用封筒（定形封筒〔長形3号23.5cm×12cm〕に宛先を記入し、404円分の切手〔簡易書留郵便とする。料金改定があつた場合は、改定後の料金分の切手とする〕を貼付する。）

(3) 県外志願特例措置願の記入上の注意等

ア 「入学希望校及び学科」欄には、特別支援学校のうち、手続時点において、入学を希望する学校及び学科を記入すること。

イ 「理由」欄にはできるだけ具体的にその理由を記入すること。

ウ 緊急時の連絡のため、連絡先の電話番号を明記すること。（市外局番も必ず記入すること）

(4) 提出先・問い合わせ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県教育委員会 特別支援教育課 特別支援学校担当 電話 088-621-3141 ファクシミリ 088-621-3056
--

2 各特別支援学校への出願について

承認された県外志願者は、委員会からの承認書を他の出願書類に添付して志願先特別支援学校に提出しなければならない。